

千葉市グループホーム家賃助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）による共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）における居住に要した費用（以下「家賃」という。）の一部を助成（以下「助成」という。）することにより、グループホームに入居する者（以下「入居者」という。）の経済的負担の軽減を図り、もって、その自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき助成を受けることができる入居者（以下「対象者」という。）は、法第29条第1項の規定により本市が訓練等給付費を支給している者又は法第30条第1項の規定により本市が特例訓練等給付費を支給している者のうち、指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）から、家賃を徴されている者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）により支援給付を受けている者は除く。

(助成の対象経費及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費は、入居者が負担する費用のうち、事業者へ支払った家賃とし、当該指定共同生活援助に係る利用者負担額、食材料費、光熱水費、日用品費、共益費、管理費、敷金、礼金、保証金及びその他諸経費等を除く。

2 前項に規定する経費に対する助成額は、入居者1人当たり月20,000円を上限とし、1月当たりの入居者が負担した家賃を2で除して得た額と20,000円を比して少ない方の額とする。ただし、政令第17条第4項に規定する者であり、かつ、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費又は法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費（以下「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を受けることが可能な者にあつては、この要綱に基づく助成よりも特定障害者特別給付費等の支給を優先して受けることとし、入居者が負担した家賃から特定障害者特別給付費等の額を控除した残額を2で除して得た額と10,000円を比して少ない方の額とする。

3 前項に規定する助成額の算定において、円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(助成の期間)

第4条 助成の期間は、次条に定める申請のあった日の属する月から、第2条に規定する助成対象者でなくなった日の属する月までとする。

(助成の申請)

第5条 この要綱に基づき助成を受けようとする入居者（以下「申請者」という。）は、「千葉市グループホーム家賃助成申請書」（様式第1号。以下「申請書」という。）に、当該入居に係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する家賃の額が明記された書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、「千葉市グループホーム家賃助成手続に関する委任状」（様式第2号）を申請書に添付することにより、前項に規定する行為を他の者に委任することができる。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、速やかに内容を審査し、

助成を決定したときは、「千葉市グループホーム家賃助成決定通知書」（様式第3号）により、また、申請を却下したときは、「千葉市グループホーム家賃助成申請却下通知書」（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成の方法）

第7条 前条の規定により助成を決定した者（以下「受給者」という。）に対する助成の方法は、次の表に掲げる区分により支給するものとし、原則として支給月の末日までに口座振替で行う。

期別	助成期間	支給月
第1期	4月から 7月まで	8月
第2期	8月から 11月まで	12月
第3期	12月から 3月まで	4月

2 受給者は、前項に規定する支給月の5日（以下「期限」という。）までに、「千葉市グループホーム家賃助成受給者現況報告書」（様式第5号。以下「現況報告書」という。）に、当該期における助成期間に係る家賃の領収証の写し又はこれに類する書類の写しを添付し、市長へ報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは支給しない。

- (1) 現況報告書の提出がないとき
- (2) 家賃の支払いを滞納しているとき
- (3) その他、市長が認めるとき

4 前項の規定にかかわらず、第2項に規定する期限の翌日以降に、受給者から現況報告書が提出されたときの助成は、当該現況報告書を受理した日の属する月の翌月末までに支給するものとする。

5 第5条第2項の規定は、本条第2項に規定する報告についても準用する。

（受給者の届出義務等）

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成変更届」（様式第6号。以下「変更届」という。）に変更する内容を証する書類の写しを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第2条に規定する対象者の要件が継続する場合に限る。

- (1) 家賃が改定されたとき。
- (2) 新たに特定障害者特別給付費等の支給があったとき。
- (3) 特定障害者特別給付費等の額の変更があったとき。
- (4) 振込先金融機関を変えたとき。
- (5) その他、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受給者は、第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成資格喪失届」（様式第7号。以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

3 第5条第2項の規定は、本条に規定する届出についても準用する。

（助成の変更）

第9条 市長は、受給者から前条第1項に規定する変更届が提出されたときは、速やかに「千葉市グループホーム家賃助成決定内容変更通知書」（様式第8号）により、その旨を当該受給者へ通知する。

（助成の取消）

第10条 市長は、受給者が虚偽、その他不正な行為により助成を受けたことが認められたときは、当該受給者の助成を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成を取り消したときは、「千葉市グループホーム家賃助成決定取消通知書」(様式第9号)により受給者に通知するとともに、当該受給者に対する以後の助成を行わない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条第2項の規定により助成を取り消したときは、当該受給者に対し、「千葉市グループホーム家賃助成額返還通知書」(様式第10号)により助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(助成の特例)

第12条 受給者が第4条に規定する助成期間の途中において、第8条第2項に規定する喪失届を提出したときの助成の方法は、「千葉市グループホーム家賃助成額請求書」(様式第11号)により行う。

2 第5条第2項の規定は、前項に規定する請求についても準用する。

(受給権の保護)

第13条 助成を受ける権利は、他の者に譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(台帳の整備等)

第14条 市長は、この要綱に基づく助成の実施状況を、「千葉市グループホーム家賃助成受給者台帳」(様式第12号)により整備する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要綱施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの

者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に、改正前の要綱第6条の規定による助成の決定を受けている者は、施行日に改正後の要綱第6条の規定による助成の決定を受けたものとみなす。この場合において、助成額は、入居者1人当たり月20,000円を上限とし、1月当たりの入居者が負担した家賃を2で除して得た額と20,000円を比して少ない方の額とする。ただし、政令第17条第4項に規定する者であり、かつ、特定障害者特別給付費等の支給を受けることが可能な者にあつては、この要綱に基づく助成よりも特定障害者特別給付費等の支給を優先して受けることとし、入居者が負担した家賃から特定障害者特別給付費等の額を控除した残額を2で除して得た額と10,000円を比して少ない方の額とする。
- 3 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定（ただし、前項の規定を除く。）により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定、又はこれらの者が行った申請若しくは届出で、この要綱の施行の際、現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月29日から施行する。ただし、様式第3号、第4号及び第8号から第10号については、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。